

# 仙台市電動車等導入方針

平成 14 年 11 月 6 日 助役決裁

平成 16 年 8 月 27 日 改正

平成 24 年 3 月 29 日 改正

令和 4 年 8 月 22 日 改正

## 1 目的

本市における環境保全の推進及び脱炭素社会の構築に向け、本市が率先して行う取り組みの一環として、導入する自動車の走行時における脱炭素化を図るために満たすべき環境性能を定めるものとする。

## 2 定義

「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車をいう。

## 3 対象

本市（市長部局及び企業局等）が導入する全ての自動車（以下「公用車」という。）

## 4 基本方針

公用車については、代替可能な電動車等がない場合を除き、原則電動車等を導入するものとする。

## 5 自動車の選定

（1）自動車の選定は本方針に則って行うものとする。

（2）自動車の選定にあたっては、環境局と事前に協議を行うものとする。

## 6 適用

この方針は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 7 その他

（1）導入する自動車の種類については、開発動向や国の規制等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。

（2）本方針の取扱いについては、別途定める。